

**第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業  
要求水準書**

**令和8年2月  
日吉津村**

# 目次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 総則.....	3
1 事業名称.....	3
2 要求水準書の位置づけ.....	3
3 本業務の性能規定.....	3
4 事業地の概要.....	4
(1) 位置、現況.....	4
(2) 工期別事業対象エリア.....	5
(3) 地籍図.....	5
(4) 事業地のインフラ.....	5
(5) 地下埋設物等について.....	5
(6) 既存施設の再整備方針.....	6
5 本事業で整備する施設.....	6
6 本業務の概要.....	7
(1) 業務の方法.....	7
(2) 事業期間.....	7
(3) 業務スケジュール.....	7
7 業務内容.....	8
(1) 設計業務.....	8
(2) 工事監理業務.....	9
(3) 建設業務.....	9
8 適用法令等.....	10
(1) 法令・施行令等.....	10
(2) 条例等.....	11
(3) 適用基準等.....	12
9 個人情報の保護及び秘密の保持.....	13
(1) 個人情報の保護.....	13
(2) 秘密の保持.....	13
第3章 整備方針.....	13
1 本施設の整備方針.....	13
(1) 全体の方針.....	13
(2) 屋根付き広場.....	16
(3) 休憩スペース・展望スペース.....	16
(4) 駐車場.....	17

(5) トイレ.....	17
(6) 芝生広場.....	17
2 整備に関する留意点.....	18
(1) 樹木の伐採について.....	18
(2) 芝生の整備について.....	18
(3) 維持管理運営について.....	18
(4) 造成工事について.....	18
3 要求水準の変更.....	18
(1) 要求水準の変更事由.....	18
(2) 要求水準変更の通知等.....	18
第4章 施設整備要求水準.....	19
1 共通事項.....	19
(1) 要求性能の確認.....	19
(2) 施設の面積.....	19
※屋根付き広場は国土交通省『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】』（令和4年3月）に定める基準に基づき、建築面積に算入されない仕様とすることから、上表の建築物可能面積には含まない。.....	19
(3) 共通する要求水準.....	19
2 施設整備要求水準.....	20
(1) 施設の要求水準.....	20
(2) その他工事の要求水準.....	22
第5章 業務要求水準.....	22
1 共通事項.....	22
(1) 業務期間.....	22
(2) 書類の提出.....	22
(3) 電子データ等の提出.....	22
2 設計業務.....	23
(1) 一般事項.....	23
(2) 技術者の配置.....	23
(3) 書類の提出.....	24
(4) 実施設計報告書.....	24
(5) 申請等業務.....	24
3 工事監理業務.....	25
(1) 一般事項.....	25
(2) 技術者の配置.....	25
(3) 書類の提出.....	25

4 建設業務.....	25
(1) 一般事項.....	25
(2) 技術者の配置.....	26
(3) 書類の提出.....	26
(4) 工事方法.....	27
(5) 維持管理に関わるマニュアルの作成.....	27
第6章 受付窓口.....	27

## 第1章 用語の定義

この第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）における用語は以下のとおりとする。

- (1) 「応募者」とは、本選定手続に応募する者をいう。
- (2) 「海浜運動公園」とは、日吉津村海浜運動公園をいう。
- (3) 「基本設計図書」とは、本施設の基本設計の内容を示す設計図書をいう。
- (4) 「建設業務」とは、要求水準書第5章4で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (5) 「建設事業者」とは、建設業務を担当する事業者をいう。
- (6) 「工事監理業務」とは、要求水準書第5章3で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (7) 「工事監理事業者」とは、工事監理業務を担当する事業者をいう。
- (8) 「事業期間」とは、設計施工一括請負契約の村議会における議決を受け、設計施工一括請負契約が本契約として成立した日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (9) 「事業者」とは、本事業を実施する者をいう。
- (10) 「事業地」とは、要求水準書第2章4(1)に示す再整備対象エリアをいう。
- (11) 「実施設計図書」とは、本施設の実実施設計の内容を示す設計図書をいう。
- (12) 「審査基準」とは、本選定手続に際して村が公表した〔審査基準〕（その後の変更を含む。）をいう。
- (13) 「設計業務」とは、要求水準書第5章2で規定する業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (14) 「設計事業者」とは、設計業務を担当する事業者をいう。
- (15) 「設計施工一括請負契約」とは、村と設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者との間で締結する予定の設計施工一括請負契約書をいう。
- (16) 「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書を個別に又は総称していう。
- (17) 「募集要項」とは、本選定手続に際して村が公表した募集要項（その後の変更を含む。）をいう。
- (18) 「募集要項等」とは、本選定手続に際して村が公表した募集要項（その後の変更を含む。）、様式集、要求水準書、審査基準、設計施工一括請負契約書（案）、並びにその他本選定手続に関し村が公表し又は事業者に提示する資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、それらの変更及び修正を含む。）をいう。
- (19) 「本業務」とは、設計業務、工事監理業務及び建設業務を個別に又は総称していう。
- (20) 「本工事」とは、建設業務に係る工事をいう。
- (21) 「本事業」とは、第2期日吉津村海浜運動公園再整備事業をいう。
- (22) 「本施設」とは、要求水準書第2章5において定義する意味を有する。

- (23) 「本選定手続」とは、本事業に関し実施される公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続をいう。
- (24) 「村」とは、日吉津村をいう。
- (25) 「要求水準書等」とは、募集要項及び要求水準書を個別に又は総称していう。

## 第2章 総則

### 1 事業名称

日吉津村海浜運動公園再整備事業

### 2 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、村が、本事業の実施に当たって、事業者に要求する本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務に関するサービス水準を示すものであり、「募集要項」と一体のものとして位置づけるものである。

また、要求水準書は村が事業者に要求するサービス水準を示し、本事業への具体的な提案を求めるための資料として提示するものであり、村が本事業に求める最低水準を規定するものである。

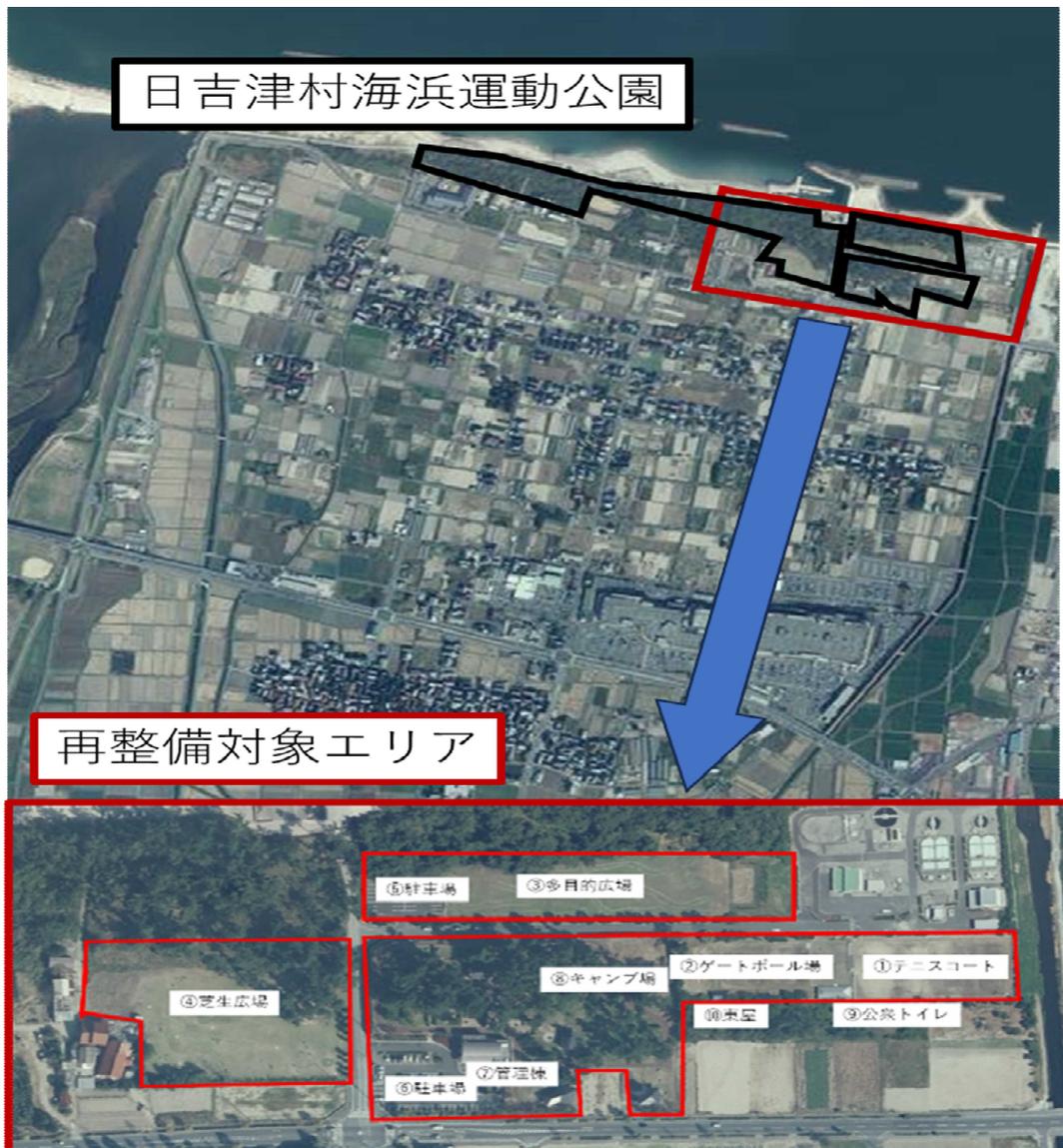
### 3 本業務の性能規定

事業への応募者は、要求水準書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、具体的な特記仕様のない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

なお、性能を規定している事項について、規定するサービス水準以上の優れた提案を行った場合には、村は審査基準に基づき、評価するものとする。応募者は、本事業への参加にあたり、村の示す要求水準を充足する提案を行うものとする。

#### 4 事業地の概要

##### (1) 位置、現況



(2) 工期別事業対象エリア



■2期目（令和8年度実施予定、本事業）

「日吉津村子育て交流拠点施設」

※対象となる現況施設

芝生広場

■1期目（令和7年度実施、本事業外）

「日吉津村スポーツ・アウトドアアクティビティ観光」

※対象となる現況施設

テニスコート、ゲートボール場、多目的広場、駐車場、管理棟、キャンプ場、  
公衆トイレ、東屋

(3) 地籍図

図面（添付・別紙）

(4) 事業地のインフラ

インフラ	整備状況	内容
上水道	供給区域内	敷地内に公共弁を設置 添付図4のとおり
下水道	供給区域内	敷地内に公共弁を設置 添付図5のとおり
地盤データ		
電気	供給区域内	
ガス	都市ガス供給区域外	
インターネット	供給区域内	
電話	供給区域内	

(5) 地下埋設物等について

想定外の地下埋設物等が発見された場合には、村と事業者は、設計施工一括請負契

約の規定に従って対応し、規定がないものについてはその処分及び対策に要する費用の分担について協議し対応する。

#### (6) 既存施設の再整備方針

既存施設の再整備方針は以下のとおりである。

	施設	面積	機能	再整備方針
1	芝生広場	6,200 m <sup>2</sup>	交流広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根付きの広場</li> <li>・休憩所、展望台</li> <li>・駐車場</li> </ul>
2	新規造成地	1,500 m <sup>2</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ</li> <li>・芝生広場</li> </ul>

#### 5 本事業で整備する施設

本事業で整備する対象施設は、海浜運動公園（事業地部分に限る。）と海浜運動公園内に新設する以下の施設（以下「本施設」という。）である。

	施設名	整備内容
1	屋根付き広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日差しや降雪雨を凌ぐことが可能な屋根付きの遊び場を800 m<sup>2</sup>以上整備する。</li> <li>・屋根付き広場は集中型又は分散型のいずれも可能とする。</li> <li>・必要に応じた遊具等を設置することを可能とする。</li> <li>・交流と遊びを生み出す本施設のシンボル。</li> </ul>
2	休憩スペース・展望スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者の休憩スペースと、伯耆富士・大山を望むことができる展望スペースを設置する。</li> </ul> <p>[休憩スペース]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のグループが快適に利用できる広さを確保すること。</li> <li>・休憩スペースには自販機の設置、休憩ベンチ等の配置を想定する。</li> </ul> <p>[展望スペース]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展望視覚的な解放感を確保すること。</li> <li>・展望スペースは利用者が安全に滞留できる広さ及び昇降動線を確保すること。</li> <li>・休憩スペースと一体化、分散型については提案によるが、コストの増加を最小限に抑えること。</li> </ul>
3	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバスでも乗客の乗り降り、場内での転回が可能なレイアウトを行うこと。（マイクロバスの駐車スペースの設</li> </ul>

		置は任意とする（公園内の他の駐車場にバスは駐車が可能であるため）。 ・キッチンカースペースとして、海浜運動公園利用者への営業が可能な2区画を整備する。
4	トイレ	・広場利用者の利便性と、衛生面に配慮した快適なトイレとする。 ・子育て世帯の利用者を想定する。
5	芝生広場	・上記1～4の施設及び外構等以外の事業地を芝生広場とする。 ・芝生広場には必要に応じた遊具等を設置することを可能とする。 ・園内を回遊するための散歩道を設置する。 ・様々な世代の活用が進む空間となるような提案をすること。 ・キッチンカーやマルシェ等のイベントに対応するため、外部電源設備を整備すること（対応可能店舗数：10店舗（1店舗あたり2,000W以上））。設置場所は提案による。

## 6 本業務の概要

### (1) 業務の方法

本事業で実施する、設計業務、工事監理業務、建設業務は、公共施設等の管理者である村が事業者と締結する設計施工一括請負契約に基づいて、設計施工一括請負方式（DB方式）で実施する。

### (2) 事業期間

設計施工一括請負契約の村議会における議決を受け、設計施工一括請負契約が本契約として成立した日から令和9年3月31日までの期間とする。

### (3) 業務スケジュール

募集要項等の公表	令和8年2月20日
優先交渉権者の決定	令和8年5月
基本契約の締結	令和8年5月
設計業務、工事監理業務及び建設業務	令和8年5月～令和9年3月
引渡し日	令和9年3月
事業終了	令和9年3月末
供用開始日	令和9年4月

## 7 業務内容

本事業は、単に施設的设计・建設を行うのみならず、竣工後の多様な利活用や運営の持続可能性を最大限に見込んだ「利用者起点」の空間創出を重視する。設計・施工者は、本施設が村民の暮らしに深く根差し、多世代が共生する場となることを十分に理解した上で、高度な専門知見に基づく質の高い整備を行うものとする。ハード面の完成度のみならず、設計意図と想定される利用シーンの整合性、具体性が盛り込まれる計画を極めて高く評価する。

各業務を担当する事業者が複数ある場合は、必ず代表者を決めて村へ届け出なければならない。また、各業務の代表者は各業務の業務分担を明確にし、相互に密な連携を図れる体制を構築する。各業務を担当する者の一部に業務の不備や遅延が生じた場合であっても、各業務の代表者はその解決に向けた主導的な役割を果たし、事業全体の履行に支障をきたさないよう万全の措置を講じるものとする。

### (1) 設計業務

設計事業者は、本事業を実施するために必要な地質調査や測量等を行い、基本設計図書及び実施設計図書を作成し、各段階において村の承認を受ける。設計にあたっては、以下の事項を遵守し、単なる施設の構築に留まらない「利用者起点」の空間創出を行うものとする。

#### ア 基本設計の策定と可視化

周辺景観と調和したランドスケープデザインを行うとともに、インクルーシブデザインの考えを全域に取り入れ、乳幼児から高齢者まで多様な属性の利用者が共に滞在・活動するシーンを、具体的かつ詳細な利用イメージとして可視化し、ゾーニング及び動線計画に反映させること。

#### イ 根拠に基づく設計意図の提示

ゾーニング及び動線計画の策定に当たっては、類似施設における定量的・定性的な調査データ、あるいは行動理論等の専門的知見に基づいた設計意図を根拠資料として添付・明記すること。過去の知見や客観的データに基づかない主観的な提案は、本事業が求める水準に達していないものとみなし、評価の対象外とする場合がある。

#### ウ 遊具及び施設設備の実効性確保

遊具の選定・配置に当たっては、最新の安全基準を遵守した上で、小児発達や福祉等の専門知見に基づき、設置目的（子どもの成長や多世代交流）が達成される具体的な根拠を提示すること。

#### エ 諸手続及び申請支援業務

本事業に伴い必要となる各種申請、並びにこれらに必要な調査、図面、図書等の作成、行政協議、手続、調整、説明会等を行うこと。また、本施設の整備

に係る補助金又は交付金の申請に必要な書類の作成支援を行うこと。

#### オ 維持管理マニュアル作成業務

施設の長寿命化に資する本施設及び本施設設備に関する維持管理マニュアルを作成すること。また、芝生広場の多世代交流を活性化させるための、運営プログラム案やイベント活用時のレイアウト案を提示すること。

### (2) 工事監理業務

工事監理事業者は、自らの責任により設計図書に基づき工事監理を行う。設計段階で策定した「高度な専門知見に基づく設計意図」が現場において確実に具現化されるよう、以下の事項を遵守する。

#### ア 設計意図の継承と品質確保

本事業の核心である「利用者起点」の視点に立ち、設計段階で策定したインクルーシブデザインの細部や遊具の安全基準、及び環境配慮（酷暑対策等）の専門的工夫が、設計水準を完全に満たした状態で施工されているかを厳格に確認・指導すること。特に、利用者の利便性や安全性に直結する箇所については高度な専門知見に基づき指導を行うこと。

#### イ 相互牽制と透明性の確保

設計施工一括（DB）方式の特性に鑑み、設計・監理部門と施工部門の間で独立性を保ち、適切な相互牽制を機能させること。施工上の都合による安易な設計変更を認めず、品質と利便性を優先した判断を行うこと。

#### ウ 報告・説明及び完了手続

本工事の進捗状況及び品質管理状況を定期的に村に報告すること。また、村から要請があった場合には、専門的知見に基づく技術的な説明を随時行うこと。あわせて、建築基準法に基づく建築物の完了検査の申請、及びこれに伴う必要な作業、行政検査への対応等を行うこと。

### (3) 建設業務

#### ア 建設業務

建設事業者は、本事業が村民の期待に応える多世代交流の拠点であることを深く認識し、高い施工技術と徹底した安全管理体制をもって建設業務を行う。

##### 1) 施工計画及び住民対応

建設事業者は、近隣住民に対し事業計画の詳細かつ丁寧な説明を実施するなど、住民の深い理解及び安全の確保に万全を期すこと。施工に当たっては、設計図書及び施工計画書を遵守することはもとより、設計段階で策定した「高度な専門知見に基づく設計意図」が細部に至るまで具現化されるよう、品質の確

保に努めること。

## 2) 品質管理と完工検査

建設事業者は、本工事の進捗状況及び品質の記録簿を作成し、常に工事現場に適切に保管すること。本工事の完了後、速やかに建設事業者自ら、設計水準（安全性、インクルーシブ性能、利便性等）の達成度を確認する完工検査を実施すること。その結果を受け、村が完工確認を行う。建設事業者は完工確認終了後、速やかに当該記録簿を村に提出すること。

## イ 什器備品等設置業務

建設事業者は、本施設に必要な什器・備品・遊具等について、設計段階で提示した専門的根拠に基づき調達及び設置を行うこと。特に遊具等の設置に当たっては、乳幼児から高齢者までの安全な利用を担保するため、微細な設置精度の不備も許容しない厳格な施工管理を行うこと。

## ウ 引渡し業務

建設事業者は、完工検査に加え、機器設備等の試運転検査、並びに利用者の動線・安全確認を想定した最終点検を実施すること。また、村の完工確認に必要な完工図書を提出し、承認を得ること。さらに、村の完工確認後、本施設を村に引渡すこと。なお、引渡しに際しては、運営・維持管理を担う者に対し、設計意図や設備の操作、メンテナンス方法についてマニュアルを作成し、十全な引継ぎを行うこと。

## 8 適用法令等

本事業の実施に当たっては、次に示すほか、関連する法令、施行令、施行規則、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

### (1) 法令・施行令等

1	地方自治法
2	社会教育法
3	都市公園法、都市計画法、景観法、屋外広告物法
4	道路交通法、道路法
5	建築基準法、消防法
6	建設業法、建築士法、労働安全衛生法、その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律、男女平等に関する法令、雇用及び労働に関する法令
7	電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令
8	個人情報の保護に関する法律等、個人情報保護及び情報公開に関する法令
9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

10	公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
11	文化財保護法
12	食品衛生法
13	水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
16	地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
17	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
18	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
19	警備業法、その他各種のビル管理関係法律
20	障害者基本法、障害者差別解消法
21	健康増進法
22	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
23	駐車場法
24	高圧ガス保安法、ガス事業法
25	電波法
26	産業標準化法
27	動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）
28	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
29	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）
30	その他関連法令

(2) 条例等

1	鳥取県環境美化の促進に関する条例
2	鳥取県景観形成条例
3	鳥取県屋外広告物条例
4	鳥取県建築基準法施行細則
5	鳥取県生活環境保全等に関する条例
6	鳥取県環境基本条例
7	鳥取県景観条例
8	鳥取県地球温暖化対策条例

9	鳥取県都市計画法施行細則
10	鳥取県福祉のまちづくり条例
11	鳥取県環境美化の促進に関する条例
12	日吉津村財務規則
13	日吉津村都市公園条例
14	日吉津村都市公園条例施行規則
15	その他関連要綱・条例

条例等については設計業務において、関係所管との協議によりその内容を確認すること。

### (3) 適用基準等

本事業の実施に当たっては、適用基準等を遵守すること。なお、各種基準等については最新版を参照すること。

1	建築・設備設計基準及び同解説最新版
2	建築構造設計基準
3	構内舗装・排水設計基準
4	建築設備設計基準
5	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び同標準図最新版
6	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同標準図最新版
7	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び同標準図最新版
8	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
9	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
10	建築設備耐震設計・施工指針
11	建築工事標準詳細図
12	建築設備設計計算書作成の手引き
13	建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版
14	公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
15	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
16	建設リサイクル法に関する指針
17	都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
18	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 【改訂第2版】
19	雨水浸透施設の設備促進に関する手引き（国土交通省）
20	地域照明環境計画策定マニュアル（環境省）
21	J I S 照明基準（日本産業規格）、JISZ9127:2020 スポーツ照明基準

22	屋外体育施設の建設指針（日本体育施設協会）
23	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
24	遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）※
25	都市公園法運用指針（第4版）
26	公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）
27	鳥取県土木工事共通仕様書 第11編 公園緑地編
28	鳥取県設計業務共通仕様書 第7編公園緑地編
29	その他関連基準等

※「24 遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」に関して、遊具の安全性について、同等の基準で性能に支障がなく、かつ村の承諾が得られた場合はその限りではない。

## 9 個人情報の保護及び秘密の保持

### (1) 個人情報の保護

事業者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じるものとする。また、事業者は、業務従事者及び請負業者等に対し、個人情報の保護について必要な措置を講じるものとする。

### (2) 秘密の保持

事業者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、事業期間が終了した後も同様とする。また、事業者は、業務従事者及び請負業者等に対し、本業務の履行に関して知り得た秘密の保持について必要な措置を講じるものとする。

## 第3章 整備方針

### 1 本施設の整備方針

#### (1) 全体の方針

本事業は、長きにわたり村民に愛されてきた海浜運動公園の歴史と記憶を継承し、次世代へと受け継がれる地域の拠点として持続可能な施設整備を目指すものである。

海浜運動公園の中心には、子どもたちが遊びを通じて学び成長できる空間を配し、青少年の居場所、高齢者の健康増進、そしてイベント等の開催による充実した時間の共有など、多様な目的を持つ人々が自然に集う『多世代交流の拠点』を創出する。また、全天候型の屋根付き広場を整備することで、季節や天候に左右されない安定した活動環境を確保する。

さらに、村民のみならず広域的な利活用を促進し、多種多様な人々が交差する活気ある場を目指す。整備に当たっては、官民連携による創意工夫を最大限に活かし、利用者の安全確保と質の高い公共サービスの提供を両立させるとともに、長寿命化や維持管理の効率化によるライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の低減に資する、合理的かつ高付加価値な施設整備を行うものとする。

#### **ア 利用時間**

本施設の利用時間は日中を想定している。

#### **イ ゾーニングの考え方**

安全かつ円滑な動線確保を前提とし、乳幼児、小学校低学年、高学年、中高生、成年、高齢者等の各属性に応じた利用形態を体系的に整理した上で、全世代が共生・享受できる空間配置を行うこと。また、海浜運動公園全体及び周辺地域との接続性を考慮し、回遊性の向上に資する利用者目線のゾーニングを図ること。加えて、急な天候変化時の避難動線や一時避難場所を適切に確保すること。特に、降雨雪時や猛暑日等における施設利用のあり方について、利用者が直感的に理解し、安全に活動・滞在できるような空間的、視覚的な工夫を施すこと。

#### **ウ 景観計画**

周辺地域のまちづくり及び第1期海浜運動公園再整備事業との継続性に配慮し、ゾーンごとの特色を活かしつつ、公園全体としての一体的な空間創出に向けた景観形成を行うこと。また、施設全体で統一感のあるデザインを維持するため、独自のカラーコンセプトを策定し、建築物、工作物、及び外構資材等へ一貫して反映させること。本施設は、周辺の自然環境や既存景観と調和を図りつつ、地域のランドマークとなる魅力的なデザインを採用すること。

#### **エ インクルーシブデザイン**

本事業における整備計画の策定に当たっては、インクルーシブデザインの考え方を基本に据え、身体的特性や認知・感覚機能の差異、言語、年齢等に関わらず、誰もが排除されることなく、共に楽しみ、憩える空間づくりを行うこと。設計・施工、運営のあらゆる過程において、多様な利用者の視点に立った機能性及び安全性の確保に十分に配慮すること。

#### **オ 周辺地域への配慮**

工事期間中を含め、周辺環境への影響を最小限に留めるよう、騒音、振動、臭気、粉塵及び廃棄物等に対し適切な抑制・防止策を講じること。また、事業実施に当たり、必要に応じて近隣住民等への説明会や戸別訪問による周知を適切に行うこと。特に、私有地と近接する境界付近の施工及び施設配置については、プライバシーの保護や越境防止、日照等に十分な配慮を行い、未然に紛争を防止する

こと。

#### カ 環境保全・環境負荷低減

環境負荷の低減に向けて、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、環境保全と経済性が両立した持続可能な施設整備を行うこと。

設計・施工に当たっては、LCCの視点を持ち、施設の長寿命化に資する高耐久な資材の選定や、運用時のランニングコストを抑制する効率的なシステムを導入すること。また、廃棄物の抑制やリサイクル資材の活用など、循環型社会の形成に寄与する配慮を行うこと。

#### キ 安心安全な空間の形成

利用者が安心して滞在できるよう、防犯・安全及び防災に十分に配慮した空間整備を行うこと。

設計に当たっては、樹木の適切な選定・配置や視界を遮らない外構整備により、利用者同士の視認性を確保するなど、保安全管理の容易な計画とすること。また、近年の気候変動を踏まえた熱中症対策（日影の創出等の検討等）を講じること。

時間外の施設管理、防犯灯や保安用カメラの設置・運用を含む警備体制については、管理運営効率を考慮した具体的な手法を提案すること。

本施設へのインフラ設備の引込み（電気、上下水道、通信等）に当たっては、事業者の提案に基づき、設計施工一括請負契約の範囲内において、工事費用及び関係機関への工事負担金等を全て事業者の負担により実施すること。

設備の敷設替え及び更新に当たっては、LCCの低減を念頭に、維持管理や更新の容易性、耐震・耐久性に優れた材料及び工法を選定し、運営時の利便性に配慮した計画とすること。また、地域の特性及び災害リスクを考慮し、停電・断水時等の避難機能の確保、初期消火対策、並びに鳥獣害対策や積雪対策について、施設の安全性と機能維持を図るための適切な措置を講じること。

#### ク 什器・備品等

本施設の維持管理及び管理運営に必要となる什器・備品等については、事業者が施設の特性や利便性を踏まえた適切な内容を提案し、その調達及び設置を全て行うこと。

選定に当たっては、本施設のカラーコンセプトや景観計画と調和するデザインとし、耐久性、メンテナンス性、及び利用者の安全性に配慮した高品質な製品を採用すること。また、将来の保守点検や消耗品の補充が容易な製品選定に努めること。

#### ケ 遊具等

遊具等の整備に当たっては、本事業のコンセプト及び多様な世代の利用イメージを反映した、創意工夫ある提案を行うこと。特に、長寿命化の観点から耐震・

耐久性に優れ、日常的な保守点検や部品交換等のメンテナンスが容易な製品を選定すること。また、最新の安全性能を発揮し、運営時の事故防止に万全を期すること。なお、数量や規模の制限は設けないが、イベント等との連携や動線との調和に配慮した計画とすること。

## コ 酷暑対策

近年の夏季における記録的な猛暑を踏まえ、本施設全体において、酷暑時でも利用者が身体的負担を軽減し、安全かつ快適に休息できる『涼の創出』に向けた工夫を講じること。

なお、それらの対策は、本施設の景観計画と調和し、かつ維持管理上の負荷が過度にならない持続可能な計画であるとともに、子どもから高齢者までが、過酷な気象条件下においても屋外活動の合間に適切に涼を得られる環境を実現するものとする。

## (2) 屋根付き広場

屋根付き広場の整備に当たっては、国土交通省『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】』（令和4年3月）に定める基準に基いた、建築面積に算入されない仕様を遵守し、誰もが円滑に利用できる空間を構築すること。

屋根付き広場の形態については、大規模なイベントや全天候下での活動に適した『集中型』、あるいは各ゾーンの特性に合わせた『分散型』のいずれも可とするが、屋根の総投影面積は800㎡以上を確保すること。屋根付き広場内には、雨天時等の利用にも配慮した水はけや浸水対策をすること。また、遊具等の設置を可能とし、天候に左右されずに子どもたちが遊び、多世代が交流できる空間を実現すること。また、構造計画に当たっては、周辺景観との調和及び維持管理の容易性に十分配慮した設計とすること。

## (3) 休憩スペース・展望スペース

利用者が水分補給や涼むことができる休憩スペースと、大山の雄大な景観を最大限に享受できる展望スペースを整備すること。

休憩スペースと展望スペースは一体型（建設物の2階若しくは屋上の一部、又は全部を展望スペースとする）、分散型のどちらを設計するかは事業者の提案によるものとする。昇降機能と動線の工夫を行い、子どもたちが登りたくなるような設えにすること。展望スペースにおいては、昇降導線や転落防止等の安全対策を徹底し、安心かつ円滑に利用できる構造とすること。なお、展望スペースにおける屋根の設置要否については、景観との調和、利用者の利便性、及び維持管理の観点から事業者の提案によるものとする。

休憩スペースには、利用者の利便性向上のため、自動販売機の設置スペースを設け

ること（必須）。休憩スペース内部は、車椅子利用者やベビーカー利用者も容易に利用できるよう、段差のないバリアフリー構造とし、自然光や風を効果的に取り入れるとともに、周辺景観への視認性に配慮した開放的な空間とすること。

#### (4) 駐車場

本施設への来場者の利便性及び安全性を確保するため、適切な規模の駐車場を整備すること。

設計に当たっては、車両の円滑な入出庫を可能とする動線計画を策定するとともに、駐車場内における歩行者の安全を最優先に考え、歩車分離を徹底した通路構成とすること。また、障がい者用駐車場、駐輪場、及び大型車両（マイクロバス等）の通行可否についても、本施設の利用実態を予測し、適切に配置すること。

駐車場内の一部には、賑わいの創出を目的としてキッチンカーが営業可能なスペースを設けること。

さらに、本施設の利用時間外の防犯及び不正利用防止のため、夜間に車両の出入り口を封鎖できるよう整備すること。

#### (5) トイレ

本施設のトイレは、清潔感があり、誰もが安心かつ快適に利用できる空間として整備すること。

設計に当たっては、インクルーシブデザインの視点に基づき、車椅子利用者、乳幼児連れ（オムツ替え・授乳等）、オストメイト等、多様な属性の利用者に配慮した多目的トイレ（多機能トイレ）を適切に配置すること。また、防犯性を高めるため、入り口付近の見通しを確保し、死角を作らない配置計画とするとともに、非常通報装置等の保安設備を設けること。

管理運営面においては、清掃のしやすさや臭気の抑制に配慮した内装材・衛生器具を選定し、ランニングコストの低減を図ること。また、地域の気候特性を考慮した凍結防止対策（寒冷地の場合）や、防虫・換気対策、自然採光による明るさの確保など、維持管理が容易で持続可能な施設とすること。

#### (6) 芝生広場

事業地の(1)～(5)の施設を除く部分を「芝生広場」として整備すること。芝生広場は、マルシェ等のイベント時の活用を想定した仕様とするとともに、外周には散歩やランニング等の動線指標（ガイドライン）となる遊歩道を設けること。また、維持管理やイベント設営のための車両搬入路を確保すること。搬入路は遊歩道と兼用可能とするが、兼用する場合は、物理的・視覚的対策により通常時の一般車両の進入を制限する構造とすること。

芝生広場の特性を活かし、子どもや高齢者までの多様な世代が自然に集い、交流が

生まれるようなきっかけとなる仕掛けを提案すること。特定の目的に限定される施設ではなく、多目的に使える柔軟な空間構成とし、ペット専用エリアや特定の利用者のみが専有する機能は設けないこと。

イベント活用を促すため、キッチンカーやマルシェ等で活用できる外部電源設備を芝生広場内に整備すること（対応可能店舗数：10店舗（1店舗あたり2,000W以上））。

## 2 整備に関する留意点

### (1) 樹木の伐採について

保安林に指定されているため、松は原則伐採してはならない。

### (2) 芝生の整備について

芝生は原則として現在のものを使用するが、施工の過程において荒れてしまった部分については、再整備するものとする。

### (3) 維持管理運営について

本施設における専属の管理人等は配置しない。

### (4) 造成工事について

新規取得する土地に関しては、造成工事を実施する。

## 3 要求水準の変更

### (1) 要求水準の変更事由

村は下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

1	法令等の変更になり、業務が著しく変更される場合
2	災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要となる場合、又は業務内容が著しく変更される場合
3	村が変更の必要を認める場合
4	その他、業務の内容の変更が生じた場合

### (2) 要求水準変更の通知等

事業期間中に要求水準を変更する場合は、事前に事業者へ通知する。

## 第4章 施設整備要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 要求性能の確認

事業者は、設計業務及び建設業務の各段階で、設計図書及び施工計画書を村に提出し、変更があった場合は逐次村に報告する。事業者は、設計図書及び施工計画書に基づき各設計業務及び建設業務を監視し、要求水準を満たしていることを確認し、村に報告する。また、村は逐次、確認・立入検査を行うことができるものとし、村が要請したときには、事業者は説明及び報告を行うこと。

#### (2) 施設の面積

建築物の計画に当たっては、建築基準法、都市公園法及びその他関係法令を厳守し、敷地面積に対する建築面積の制限に十分留意した設計を行うこと。

現在の基準面積については以下の通りとするが、これを上回る面積の建築物を提案する場合は、都市公園法施行令等に基づく建蔽率の緩和措置の適用を前提とした具体的な手法及び法理的根拠を提案書に明記すること。なお、緩和措置の適用に必要な行政協議や手続の妥当性についても、事業者の責任において十分に検討した上で提案を行うものとする。

日吉津村海浜運動公園の総面積	46,154 m <sup>2</sup>
既存建築物の総面積（1期工事含む）	643.1 m <sup>2</sup>
建築物施工可能面積	279.94 m <sup>2</sup>

※屋根付き広場は国土交通省『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】』（令和4年3月）に定める基準に基づき、建築面積に算入されない仕様とすることから、上表の建築物可能面積には含まない。

#### (3) 共通する要求水準

##### ア 樹木、植栽

松については伐採、剪定を禁止する。その他の海浜運動公園内の樹木及び植栽は事業者の提案による。

##### イ 既存施設

募集要項等において、撤去、改修、改築が禁止されていない施設や設備について、設計施工一括請負契約の契約金額の範囲で撤去、改修、改築を提案することができる。ただし、募集要項等において規定された要求水準は遵守しなければならない。

### ウ 耐久性とメンテナンス性

海岸部に位置するため、塩害に強い構造・素材（耐塩害仕様の鉄骨、ステンレスボルトなど）を採用すること。また、清掃・点検が容易であり、長期的な維持管理コストを抑えられるよう配慮すること。

### エ 民間連携への配慮

民間事業者（キッチンカーなど）が利用・出店しやすいようなゾーニングを行うこと。

### オ 休憩・交流スペース

広場周辺に、大人が見守りや休憩に利用できるベンチ、テーブルを配置すること。また、子育て情報の収集や交流がしやすい環境を整えること。

### カ 熱中症対策

特に酷暑日や降雨・降雪時にも安全かつ快適に利用可能であることとし、遮熱性の高い素材を選定するなど、直射日光による内部温度の上昇を抑えること。また、自然の風通しを最大限に確保できるよう設計し、野外に設置する遊具等も必要に応じた対策を行うこと。

## 2 施設整備要求水準

### (1) 施設の要求水準

区分	要求水準
屋根付き広場	<p>①整備場所 事業者の提案による。</p> <p>②面積 800㎡以上とし、事業者の提案による。分散して整備する場合も屋根の総面積は800㎡以上とする。</p> <p>③施設要件 構造、建築物の高さは、事業者の提案による。</p> <p>④その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・遊具を設置する場合は、利用者区分に応じた遊具の分散やゾーニングを図ること。</li><li>・雨天時及び降雨後においても、利用者が快適かつ安全に滞在できるよう、雨水処理及び浸水対策に万全を期すこと。</li></ul> <p>⑤その他備品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・メンテナンスに必要な備品を提案、調達し、休憩スペース所・展望スペースの備品の格納スペースに納める。</li></ul>

<p>休憩スペース・展望スペース</p>	<p>①整備場所 子どもの見守りや水分補給ができる休憩スペースと、大山を望むことができる展望スペースを整備すること。</p> <p>②面積 事業者の提案による。ただし、他の施設の建設状況を踏まえ、都市公園の建ぺい率以内で提案すること。</p> <p>③施設要件 ・本施設の清掃やメンテナンス等で必要な備品を格納できるスペースを設けること。</p> <p>④その他設備 ・休憩スペースには自動販売機を設置する。自動販売機稼働に必要な専用コンセント、転倒防止対策等を合わせて整備すること。また自動販売機のベンダーやメーカーの選定については村と協議すること。 ・その他自動販売機についての設置も妨げない。</p> <p>⑤その他備品 椅子、テーブルなどを適宜配置すること。</p>
<p>駐車場</p>	<p>①整備場所、面積 事業者の提案による。</p> <p>②施設要件 ・普通乗用車 30 台以上、キッチンカースペース 2 区画を必須とし、その他（駐車台数の増加、中型バス以上の大きさの車両の想定等）については事業者の提案とする。 ・マイクロバスが駐車場で転回できるように設計すること。</p> <p>③その他設備 ・夜間に車両の出入りを封鎖できるよう整備すること。</p>
<p>トイレ</p>	<p>①整備場所、面積 事業者の提案による。ただし、他の施設の建設状況を踏まえ、都市公園の建ぺい率以内で提案すること。</p> <p>②施設要件 以下の仕様を備えたトイレを 1 棟新築する。 ・男子トイレ 小便器 2 か所、個室洋式トイレ 2 か所、洗面台 ・女子トイレ</p>

	個室洋式トイレ3か所、洗面台 ・多目的（バリアフリー）トイレ1か所 ③その他設備 ・掃除用の備品等を格納する小型倉庫を設置すること。
芝生広場	①整備場所、面積 事業者の提案による。 ②施設要件 ・遊歩道及び搬入路を確保すること。 ・遊具等を設置することができる。 ・様々な世代の活用が進む空間となるような提案をすること。 ・イベントに対応するため、外部電源設備（10店舗×2,000W）を整備すること。

## (2) その他工事の要求水準

伐採・剪定	原則、松の伐採剪定は行わないものとする。植栽については事業者の提案とする。伐採する場合は、利用者への危険や周囲への環境の影響がないように実施すること。
電源・照明	必要に応じて設置すること。
仮設・撤去	仮設工事は必要に応じて実施する。 多目的広場は本工事期間中も利用者が使用可能なよう配慮する。 また、工事期間中の備品の仮置き場を別途確保すること。

## 第5章 業務要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 業務期間

本業務の業務期間は、設計施工一括請負契約の終了日までとする。

#### (2) 書類の提出

事業者は、業務着手時に次の書類を提出しなければならない。

1	着手届
2	工程表

#### (3) 電子データ等の提出

事業者は、実施設計完了時には次に示す図書を電子データ及び紙媒体として村に提出し、納品しなければならない。

## ア 報告書

報告書とは、設計時の諸条件、関係図面、その他協議資料等を1冊に編集したものである。なお、報告書の提出は下記の仕様による。

拡張子：Microsoft office Word (2000, 2002, 2003, 2007)

サイズ：ISO A4, A3

## イ 関係図面

関係図面の提出は下記の仕様による。

拡張子：JWW, JWC, DXF (村奨励拡張子)

サイズ：ISO A3

## 2 設計業務

### (1) 一般事項

- ① 設計業務の区分は、基本設計、測量・地質調査、実施設計とする。
- ② 基本設計では、設計事業者は、ゾーニング図、施設配置図等を必要に応じて作成し、村に提出しなければならない。
- ③ 設計事業者は、基本設計完成後に、要求水準書等及び提案書の内容と整合しているか村と確認後、測量・地質調査及び実施設計に着手する。
- ④ 設計事業者は、村が行った測量調査、地質調査以外で必要となる調査について事業者の責任で行い、関連法令に基づいて、業務を行うものとする。
- ⑤ 設計事業者は、業務の詳細及び本工事の範囲について、村と十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- ⑥ 設計事業者は、村が実施する関係機関との協議において、必要に応じて資料等を作成しなければならない。
- ⑦ 設計事業者は、建築確認申請などの各種許認可の手続が必要な場合、事業スケジュールに支障がないように手続を実施しなければならない。また、設計事業者は、村の求めに応じて、各種許認可等の書類の写しを村に提出しなければならない。なお、建築確認申請に係る手数料は設計事業者の負担とする。

### (2) 技術者の配置

1	関係法令に基づき、工種毎に適正な技術者を配置する。
2	技術者の役割を明確にし、次に示す事項について提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・技術者経歴・職歴</li><li>・事業者との雇用形態</li><li>・資格証書の写し</li></ul>
3	事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする

これらの保険に加入しなければならない。
---------------------

### (3) 書類の提出

#### ア 業務着手時

設計事業者は、設計業務着手時に次の書類を提出しなければならない。

- ・技術者選任通知書(設計経歴書添付)
- ・資格証書等の写し
- ・設計業務計画書
- ・その他法令等に定めのあるもの

#### イ 設計業務完了時

設計事業者は、設計業務完了時に次の書類を提出しなければならない。

- ・完成届及び検査願(出来高)
- ・照査報告書
- ・納品書、引渡書、成果品の写真
- ・基本設計報告書(パース、ゾーニング図含む)
- ・実施設計報告書(設計図書を含む)
- ・その他法令等に定めのあるもの

### (4) 実施設計報告書

設計事業者は、実施設計完成時に下記の内容を記載された実施設計報告書を村に提出しなければならない。

- ① 設計図面
- ② 工事内訳書
- ③ 見積り・積算資料
- ④ 構造計算書
- ⑤ 設備設計計算書
- ⑥ 打合せ記録簿
- ⑦ その他必要と認められる図書

### (5) 申請等業務

設計事業者は、本事業に伴い必要となる各種申請、また、これにより必要となる調査、図面、図書等の作成、協議、手続、調整、説明会等のすべての業務を行うこと。併せて、設計事業者は、本施設の整備に係る補助金又は交付金等の申請に必要な書類の作成支援等を行うこと。

### 3 工事監理業務

#### (1) 一般事項

- ① 工事監理期間は、令和8年5月から令和9年3月までとする。
- ② 監理形態は、非常駐とする。
- ③ 業務内容
  - ・ 施工図等の検査承諾
  - ・ 本工事の指導監理
  - ・ 本工事に係る設計変更の処理
  - ・ 竣工書類の確認
- ④ 全体定例会を月2回程度実施する。

#### (2) 技術者の配置

1	関係法令に基づき、工種毎に適正な技術者を配置する。
2	技術者の役割を明確にし、次に示す事項について提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術者経歴・職歴</li><li>・ 事業者との雇用形態</li><li>・ 資格証書の写し</li></ul>
3	事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### (3) 書類の提出

- ① 工事監理業務計画書
- ② 打合せ記録簿
- ③ 工事監理業務報告書

### 4 建設業務

#### (1) 一般事項

- ① 設計施工一括請負契約に定める期間内に、本工事を全て完了しなければならない。
- ② 必要な関連法令を遵守すること。なお、建設事業者は、法令等に基づく許認可及び工事説明会等を行わなければならない。
- ③ 設計施工一括請負契約に定められた本施設の建設のために必要となる業務は、建設事業者の責任において実施しなければならない。
- ④ 建設事業者は、本事業の前提となる事柄に関する近隣住民や地元区等への説明及び調整・同意の取り付け等を実施しなければならない。なお、村は、建設事業

者からの要請に応じて、これに協力するものとする。

- ⑤ 建設事業者は、騒音、振動、粉塵等の公害発生及び交通渋滞等、近隣への影響を最小限に抑えるための工夫を行うものとする。
- ⑥ 建設事業者は、村の完工検査や各種許認可の手続を事業スケジュールに支障がないように引渡し業務を実施しなければならない。また、建設事業者は、村の求めに応じて、各種許認可等の書類の写しを村に提出しなければならない。
- ⑦ 建設事業者は本施設に必要な什器・備品について調達及び設置を行う。また、設置する什器・備品について事前に什器備品台帳を作成して村の承諾を得なければならない。

## (2) 技術者の配置

1	関係法令に基づき、工種毎に適正な技術者を配置する。
2	技術者の役割を明確にし、次に示す事項について提出する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術者経歴・職歴</li><li>・ 事業者との雇用形態</li><li>・ 資格証書の写し</li></ul>
3	事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

## (3) 書類の提出

- ① 建設事業者は、工事着手時に次の書類を提出しなければならない。
  - ・ 現場代理人及び主任技術者選任通知書(工事経歴書添付)
  - ・ 資格証書等の写し
  - ・ 施工計画書(必要事項全て)
  - ・ 産業廃棄物処理委託契約書
  - ・ 施工図又は要領図
  - ・ その他法令等に定めのあるもの
  - ・ 上記全てのデジタルデータ
- ② 建設事業者は、本工事に関する次の書類を提出しなければならない。
  - ・ 施工体制台帳
  - ・ 二次製品使用願い
  - ・ 上記全てのデジタルデータ
- ③ 建設事業者は、村による完工確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証、引継書を町に提出するとともに、必要となる諸手続を完了すること
- ④ 建設事業者は、建設業務完了時に次の書類を提出しなければならない。

- ・完成届及び検査願
- ・工事記録写真
- ・引渡書
- ・施工管理基準に伴う書類
- ・完成図、完成写真
- ・什器備品台帳
- ・遊具施設台帳
- ・工事完了届
- ・産業廃棄物処理報告書
- ・その他法令等に定めのあるもの
- ・上記全てのデジタルデータ

#### (4) 工事方法

本工事における業務区分は、国土交通省の「公共工事標準請負契約約款」及び「建築工事標準請負契約約款」によるものとする。

#### (5) 維持管理に関わるマニュアルの作成

設計事業者、建設事業者と連携し、各施設及び各設備の維持管理・運営マニュアルを作成する。また、各施設及び各設備の更新時期を示したスケジュールについても作成する。

## 第6章 受付窓口

担当部署	総務課 担当：長谷
住所	〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
電話	0859-27-5954
FAX	0859-27-0903
E-mail	soumu@vill.hiezu.lg.jp

本事業ホームページアドレス

[https://www.hiezu.jp/list/sousei\\_soumu/g134/x204/v122/v123/](https://www.hiezu.jp/list/sousei_soumu/g134/x204/v122/v123/)